

## 独立行政法人海技教育機構における行政機関等匿名加工情報の提供に関する規程

平成30年2月16日

海技教育機構規程第20号

最終改正 令和4年6月28日海技教育機構規程第7号

### (目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）における行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）の提供手続の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法及び独立行政法人海技教育機構個人情報の保護に関する規程（海技教育機構規程第6号。以下「個人情報保護規程」という。）において使用する用語の例による。

### (提案の募集対象となる個人情報ファイル)

第3条 行政機関等匿名加工情報の提案の募集対象となる個人情報ファイルは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載したものとする。

- (1) 提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 提案を受ける組織の名称及び所在地

### (提案の募集の方法)

第4条 機構は、法第109条の規定による提案（以下「提案」という。）の募集を毎年度1回以上、当該募集開始の日から30日以上の間を定めて、機構のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

- 2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

### (提案の方法等)

第5条 前条の募集に応じて、個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者（以下「提案をする者」という。）は機構に対し、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（以下「提案書」という。）（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。この場合において、次項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 3 提案書には、次に掲げる書面及び書類を添付しなければならない。
  - (1) 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続に

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの
  - (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類
  - (4) 提案をする者が法第111条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式第2号）
  - (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
  - (6) 前各号に掲げる書類のほか、機構が必要と認める書類
- 4 機構は、提案書又は第3項の規定により添付された書類等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。
- （提案の審査等）

第6条 機構は、前条の提案があつたときは、次に掲げる事項について、法第112条の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 前条の提案をした者の適格性
  - (2) 行政機関等匿名加工情報の本人の数
  - (3) 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法
  - (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容
  - (5) 行政機関等匿名加工情報の利用期間
  - (6) 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置
  - (7) 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に機構の事務の遂行に及ぼす影響
- （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
- （審査した結果の通知方法及び通知事項）

第8条 機構は、第6条の審査の結果、当該提案が同条の基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書（様式第3号）により通知する。

- (1) 法第113条の規定により機構との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- (2) 納付すべき手数料の額
- (3) 手数料の納付方法
- (4) 手数料の納付期限
- (5) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- (6) その他機構が必要と認める事項

2 前項の通知は、次に掲げる書類を添えて行う。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約締結に関する申込書（様式第4号）
- (2) 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約書

3 機構は、前条の審査の結果、当該提案が同条の基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（様式第5号）により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 機構は、第8条第1項の通知を受けた者から同条第2項の書類の提出があったときは、手数料の納付を確認の上、当該契約を締結するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第10条 機構は、前条の契約を締結した後、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために次に定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を

有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報の作成の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する個人情報ファイル簿)

第11条 機構は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数及び情報の項目

(2) 次条の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第12条 前条の規定により個人情報ファイル簿に前条各号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第9条により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条及び第8条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第5条第1項中「様式第1号」とあるのは「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(様式第6号)」と、第8条第1項中「様式第3号」とあるのは「様式第7号」、同条第3項中「様式第5号」とあるのは「様式第8号」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料等)

第13条 第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない第8条第1項第2号の手数料の額は、21,000円(非課税)に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 第7条に基づく意見書提出の機会を実施した場合、意見書提出の機会を付与した第三者1人につき210円(非課税)

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円(非課税)

(3) 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に受託者に対して支払う実費(課税)

2 前条において準用する第9条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納める手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利

用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 前項の手数料の額と同一の額
  - (2) 第9条(前条において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円(非課税)
- 3 納付された手数料は、原則として返還しない。
  - 4 手数料は、機構が指定する口座への振込によって納付しなければならない。
  - 5 当該提案者は、本条の手数料のほか送料を納付して、行政機関等匿名加工情報の送付を求めることができる。この場合において、当該送料は、原則として郵便切手で納付する。

(契約の解除)

第14条 機構は、第9条で契約の締結を行った契約相手方が次のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第6条第1号(第12条において準用する場合を含む。)に規定する適格性について、法第112条に定める基準を満たさなくなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置の基準)

第15条 機構は行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第10条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために個人情報保護規程に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理を行う。

(提案・苦情等への対応)

第16条 法第125条第1項の規定に基づく提案及び苦情の受付並びに当該提案をしようとする者に対する案内は、総務部総務課において行う。

附 則 (令和4年海技教育機構規程第56号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年海技教育機構規程第7号)

この規程は、令和4年6月28日から施行する。